

## はり・きゅう受療費用を助成します

国民健康保険または後期高齢者医療に加入している人が、市指定のはり・きゅう院で施術を受ける場合、事前に申請することで自己負担額の一部を助成します。申請した人に、申請日から有効の「はり・きゅう受療証」を渡します。

### ●助成金額

◇1術（はりまたはきゅう） 施術料金1290円、助成金額650円

◇2術（はりときゅう） 施術料金1530円、助成金額770円

※あんま・マッサージなどは適用外  
●助成限度 1日1回（1疾病に限る）で1カ月10回まで

●必要なもの 国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証

### ●申請と問い合わせ先

◇国民健康保険被保険者

国保年金課国保年金担当

☎(580)1952

◇後期高齢者医療被保険者

国保年金課医療担当

☎(580)1847

## 夜間に人工透析で通院している人へ 福岡県腎臓疾患患者 福祉給付金（前期分）

●対象者 次の全てに当てはまる人

◇県内に居住

◇身体障害者手帳を持っている

◇夜間の人工透析治療（治療開始時間が午後5時以降）の回数が1カ月5回以上

◇次の①または②のいずれかに当てはまる

①自宅から医療機関までの距離が片道10km以上

②通院のため公共交通機関またはタクシートの運賃を1カ月2000円以上負担

※タクシー使用の場合は領収書による証明が必要

※所得制限あり

●対象期間 4月～9月

●給付金 月額2000円

●必要なもの ①申請書②通院証明書③債権者登録申出書④住民票謄本（世帯全員の分）⑤申請者と配偶者・扶養義務者の令和4年分の所得を証明するもの（令和5年度市県民税課税証明書など）⑥通帳のコピー

⑥通帳のコピー

⑦申請書

⑧債権者登録申出書

⑨住民票謄本

⑩申請者と配偶者・扶養義務者の令和4年分の所得を証明するもの

⑪令和5年度市県民税課税証明書など

⑫通帳のコピー

⑬申請書

⑭債権者登録申出書

⑮住民票謄本

⑯申請者と配偶者・扶養義務者の令和4年分の所得を証明するもの

⑰令和5年度市県民税課税証明書など

⑱通帳のコピー

※①～③は申請先で配付、④⑥は初めて申請する人のみ提出

●申請期限 10月2日(月)

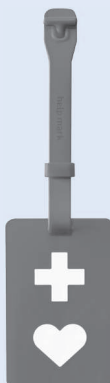
●申請と問い合わせ先

福祉サービス課障がい福祉担当

☎(580)1852

☎(573)8083

## ヘルプマークを知っていますか



障がいのある人、認知症のある人、難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークを無償で配付しています。

ヘルプマークを身につけた人が困っているように感じたら、ぜひ、声をかけて必要なサポートをお願いします。

### ●利用対象者

障がいのある人、認知症のある人、難病の人など、周囲の人の配慮が必要な場合がある人

### ●申し込みと問い合わせ先

福祉サービス課障がい福祉担当

☎(580)1852

FAX(573)8083

## ジャパン・マンモグラフィーサンデー

子育て・介護・仕事・家事などで平日に乳がん検診を受診できない人のために、毎年10月第3日曜日に乳がん検診を受けられるよう認定NPO法人J.POSH(日本乳がんピンクリボン運動)が全国の医療機関に呼びかけた取り組みです。この機会に乳がん検診を受けてみませんか。

●期日 10月15日(日) (要予約)

●自己負担金 約1万円(医療機関によって異なります。)

※市の乳がん検診受診券や無料クーポン券が使用できる場合があります。詳しくは医療機関に問い合わせてください。対象の医療機関は、J.POSHホームページで確認するか問い合わせてください。

●問い合わせ先 健康課健康長寿担当(すこやか交流プラザ内) ☎(501)2222



J.POSH  
ホームページ